

重要事項説明書



株式会社m i k j a p a n

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定居宅介護支援について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）」第4条の規定に基づき、指定居宅介護支援提供の契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 指定居宅介護支援を提供する事業者について

事業者名称	株式会社m i k j a p a n
代表者氏名	代表取締役 日比野 泰章
本社所在地	大阪府大阪市旭区千林 2-11-24
電話番号	06-6955-1139
FAX番号	06-6955-1339
法人設立年月日	2024年2月9日

2 利用者に対しての指定居宅介護支援を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	ミック健康の森 下曽根ケアプランセンター
介護保険指定事業所番号	(指定事業所番号) 4070506136
事業所所在地	福岡県北九州市小倉南区田原新町 2-10-15
連絡先相談担当者名	連絡先電話 093-383-8227・FAX番号 093-383-8828 管理者 川峯 幸代
事業所の通常の事業の実施地域	小倉北区・小倉南区・門司区・苅田町

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	事業所の介護支援専門員が、要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者とその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。
運営の方針	利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮したものとし、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとする。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月・火・水・木・金（祝祭日を含む）とする。 ただし、12月29日～1月3日は休業とする。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分までとする。

(4) 事業所の職員体制

管理者	川 峯 幸 代
-----	---------

職	職務内容	人員数
管理者	1 従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常 勤 1名
介護支援 専門員	居宅介護支援業務を行います。	常 勤 3名 (うち1名 管理者兼務)
事務職員	介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	常 勤 名 非常勤 名

(5) 居宅介護支援の内容、利用料及びその他の費用について

居宅介護支援の内容	提供方法	介護保険 適用有無	利用料 (月額)	利用者負担額 (介護保険適用の場合)
① 居宅サービス計画の作成	別紙に掲げる「居宅介護支援業務の実施方法等について」を参照下さい。	左の①～⑦の内容は、居宅介護支援の一連業務として、介護保険の対象となるものです。	下表のとおり	介護保険適用となる場合には、利用料を支払う必要がありません。 (全額介護保険により負担されます。)
② 居宅サービス事業者との連絡調整				
③ サービス実施状況把握、評価				
④ 利用者状況の把握				
⑤ 給付管理				
⑥ 要介護認定申請に対する協力、援助				
⑦ 相談業務				

要介護度区分 取扱い件数区分	要介護 1・2	要介護 3～5
介護支援専門員 1 人に当りの利用者の数が 45 人未満の場合	居宅介護支援費 I (i) 1,076 単位/月 (10,985 円)	居宅介護支援費 I (i) 1,398 単位/月 (14,273 円)
〃 45 人以上の場合において、45 以上 60 未満の部分	居宅介護支援費 I (ii) 539 単位/月 (5,503 円)	居宅介護支援費 I (ii) 698 単位/月 (7,126 円)
〃 45 人以上の場合の場合において、60 以上の部分	居宅介護支援費 I (iii) 323 単位/月 (3,297 円)	居宅介護支援費 I (iii) 418 単位/月 (4,267 円)

- ※ 当事業所が運営基準減算（居宅介護支援の業務が適切に行われなかった場合の減算）に該当する場合は、上記金額の 50/100 となります。また 2 ヶ月以上継続して該当する場合には、算定しません。
- ※ 特定事業所集中減算（居宅サービスの内容が特定の事業者に不当に偏っている場合の減算）に該当する場合は、上記金額より 200 単位（2,042 円）を減額することとなります。
- ※ 40 人以上の場合については、契約日が古いものから順に割り当て、40 件目以上になった場合に居宅介護支援費 I (ii) 又は i (iii) を算定します。

※ **利用料金は北九州市の地域区分加算（10.21）が加算されます。**

	加 算	加算額	算 定 回 数 等
要介護度による区分なし	初 回 加 算	300 単位/回 (3,063 円)	新規に居宅サービス計画を作成する場合 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が 2 区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合
	入院時情報連携加算 (I)	200 単位/月 (2,042 円)	介護支援専門員が入院後 3 日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合
	入院時情報連携加算 (II)	100 単位/月 (1,021 円)	介護支援専門員が入院後 7 日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合
	退 院 ・ 退 所 加 算	450 又は 600 単位/1 回 (4,594 円 又は 6,126 円) 600 又は 750 単位/2 回 (6,126 円 又は 7,657 円) 900 単位/3 回 (9,189 円)	退院等に当たって病院職員等から必要な情報をうけて、居宅サービス計画を作成し居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合（入院又は入所期間中 3 回を限度）

緊急時等居宅カンファレンス加算	200 単位/回 (2,042 円)	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合 (一月に2回を限度)
ターミナルケアマネジメント加算	400 単位/月 (4,084 円)	末期の悪性腫瘍の利用者に対し、24 時間連絡が取れる体制を確保し、利用者や家族の同意を得た上で死亡日及び前14日以内に2日以上在宅を訪問し主治医の助言を得て利用者の状態やサービス変更の必要性を把握し支援を実施した場合
特定事業所加算 (I)	505 単位/月 (5,105 円)	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催すること。」等厚生労働大臣が定める基準に適合する場合 (一月につき)
特定事業所加算 (II)	407 単位/月 (4,084 円)	
特定事業所加算 (III)	309 単位/月 (3,063 円)	
特定事業所加算 (A)	100 単位/月 (1,021 円)	
特定事業所医療介護連携加算	125 単位/月 (1,276 円)	
通院時情報連携加算	50 単位/月 (510 円)	医師の診察を受ける際に同席し、医師等に必要な情報提供を行い、医師からも必要な情報提供を受けた場合
中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数 の10/100単位 /月	居宅介護支援事業所が下記の地域にあり、1月当たり実利用者数が20人以下の事業所である場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位に加算する。
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数 の5/100単位 /月	下記の地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定居宅介護支援を行った場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位に加算する。

看取り期におけるサービス利用に至らなかった場合の評価	居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの、利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に扱うことが適当と認められるケースについて、居宅介護支援費の基本報酬の算定を行う。
----------------------------	---

※ 利用料金は北九州市の地域区分加算 (10.21) が加算されます。

3 その他の費用について

① 交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき交通費の実費を請求致します。
-------	---

4 利用者の居宅への訪問頻度の目安

介護支援専門員が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度の目安
利用者の要介護認定有効期間中、少なくとも1月に1回

※ ここに記載する訪問頻度の目安回数以外にも、利用者からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、介護支援専門員は利用者の居宅を訪問することがあります。

5 利用料、その他の費用の請求及び支払い方法について

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付にて自己負担はありません。

※ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、当事業者に直接、介護保険料給付が行われない場合があります。その場合、利用者は1ヶ月につき要介護度に応じて負担金を支払い、当事業者は、指定居宅介護支援提供証明書を発行します。指定居宅介護支援指定居宅介護支援提供証明書を後日、各区の介護保険課窓口提出することで保険給付分の払い戻しを受けられます。

6 居宅介護支援の提供にあたって

- (1) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。

7 虐待の防止について

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとします。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) 虐待防止のための指針を整備
- (4) 虐待防止に関して措置を適切に実施するための担当者を設置

虐待防止担当者：ミック健康の森 下曾根 ケアプランセンター 管理者 川峯 幸代

本部担当窓口：株式会社 mik japan ケアサービス事業本部 中尾 勇人

- (5) その他虐待防止のために必要な措置

8 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>② 個人情報の保護について</p>	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

9 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損保
保険名	介護保険・社会福祉事業者総合保険証券
補償の概要	身体・財物賠償責任保険会社名

10 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

11 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

ア 提供した指定居宅介護支援に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

1. 苦情原因の把握：必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行う。事業者に対する苦情である場合には、事業者側の責任者に事実関係の特定を慎重に行う。
2. 所内検討協議：従業者関係者に事実関係の確認を行い、苦情原因を分析した上で対応策を決定する。
3. 対応策の実施：利用者に対し、上記決定内容を説明して理解を得、速やかに実施し、改善状況の確認を行う。

(2) 苦情があったサービス事業者に対する対応方針等

事業者の管理者にあてて、苦情内容の事実確認を迅速に行うとともに、共同で対応を行う。なお、苦情内容については、サービス担当者会議等での報告を行い再発防止の対応方針を競技する。

(3) 苦情申立の窓口

【事業所の窓口】 ミック健康の森下曾根ケアプランセンター 管理者 川峯 幸代	所在地 北九州市小倉南区田原新町 2-10-15 電話番号 093-383-8227 FAX 番号 093-383-8828 受付時間 8:30～17:30 (土日休み)
【小倉北区にお住まいの方の窓口】 小倉北区役所 (保健福祉課介護保険担当)	所在地 北九州市小倉北区大手町 1-1 電話番号 093-582-3433 受付時間 9:00～17:15 (土日祝休み)
【小倉南区にお住まいの方の窓口】 小倉南区役所 (保健福祉課介護保険担当)	所在地 北九州市小倉南区若園 5 丁目 1-2 電話番号 093-951-4127 受付時間 9:00～17:15 (土日祝休み)
【門司区にお住まいの方の窓口】 門司区役所 (保健福祉課介護保険担当)	所在地 北九州市門司区清滝 1 丁目 1-1 電話番号 093-331-1894 受付時間 9:00～17:15 (土日祝休み)
【苅田町にお住まいの方の窓口】 苅田町役場 (地域福祉課)	所在地 京都郡苅田町富久町 1 丁目 19-1 電話番号 093-434-1111 受付時間 9:00～17:00 (土日祝休み)
【公的団体の窓口】 福岡県国民健康保険団体連合会	所在地 福岡市博多区吉塚本町 12-47 電話番号 092-642-7800 受付時間 9:00～17:00 (土日祝休み)

12 衛生管理について

- (1) 使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。
- (2) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。
- (3) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討するために、感染対策委員会を設置し、おおむね6月に1回以上の委員会を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (4) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (5) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

13 事業継続計画の策定について

- (1) 事業所は、非常災害や感染症の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画として、事業継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。
- (2) 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

14 就業環境の確保について

- (1) 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的關係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- (2) 従業者の相談窓口を周知するとともに、適切に対応することのできるよう相談窓口担当を設置する。

ハラスメント相談窓口：株式会社 mik japan 管理本部 総務課

15 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	-------------------------

上記内容について、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）」第4条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	大阪府大阪市旭区千林 2-11-24
	法人名	株式会社m i k j a p a n
	代表者名	代表取締役 日比野 泰章
	事業所名	ミック健康の森 下曽根ケアプランセンター
	説明者氏名	印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印

(別 紙) 居宅介護支援業務の実施方法等について

1 居宅介護支援業務の実施

- ① 事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- ② 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。

2 居宅サービス計画の作成について

- ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案作成に際しては、次の点に配慮します。
 - ア 利用者の居宅への訪問、利用者及びその家族に面接により利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。
 - イ 利用する居宅サービス等の選択にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関する情報を利用者またはその家族に提供します。
 - ウ 介護支援専門員は、利用者に対して居宅サービスの内容が特定の種類、事業者に不当に偏るような誘導または指示を行いません。
 - エ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案が、利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、サービス等の担当者から、専門的な見地からの情報を求めます。
- ② 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。
- ③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案について、介護保険給付の有無、利用料等の利用者のサービス選択に資する内容を利用者またはその家族に対して説明します。
 - ア 介護支援専門員は、利用者の居宅サービス計画の原案への同意を確認した後、原案に基づく居宅サービス計画を作成し、改めて利用者の同意を確認します。
 - イ 利用者は、介護支援専門員が作成した居宅サービス計画の原案に同意しない場合には、事業者に対して居宅サービス計画の原案の再作成を依頼することができます。

3 サービス実施状況の把握、評価について

- ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後において、居宅サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- ② 上記の把握に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するとともに一月に一回、モニタリングの結果を記録します。
- ③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、利用者の状態を定期的に評価します。
- ④ 介護支援専門員は、その居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断した場合、または利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、事業者は利用者に介護保険施設に関する情報を提供します。

4 居宅サービス計画の変更について

事業者が居宅サービス計画の変更の必要性を認めた場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画の変更を、この居宅介護支援業務の実施方法等の手順に従って実施するものとします。

5 給付管理について

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

6 要介護認定等の協力について

- ① 事業者は、利用者の要介護認定または要支援認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。
- ② 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護または要支援認定の申請を利用者に代わって行います。

7 居宅サービス計画等の情報提供について

利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合には、利用者の居宅サービス計画作成が円滑に引き継げるよう、利用者の申し出により、居宅サービス計画等の情報の提供に誠意をもって応じます。

8 居宅介護支援の公正・中立について

利用者はケアプランに位置づける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることができます。また、当該事業所をケアプランに位置づけた理由を求めることができます。

9 オンラインモニタリングの実施について

- 同意する
- 同意しない

人材の有効活用及び指定居宅サービス事業者等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から以下の要件を設けた上で、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングを可能とします。

- ・利用者の同意を得ること
- ・サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること
 - i 利用者の状態が安定している
 - ii 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通が行える（家族のサポートを含む）
 - iii テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集する
- ・少なくとも2月に1回（介護予防支援の場合は6月に1回）は利用者の居宅を訪問すること